附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経理単位に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第六条の規定は、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。

（高額療養費の支給に関する経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） **第四条**　［略］	（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） **第四条**　［同上］
［略］ ［略］ ［略］ 第二十三条第三号 ［略］ 短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係るものに限る。）との割合 ［略］ ［略］ ［略］	［同上］ ［同上］ ［同上］ 第二十三条第三号 ［同上］ 短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合 ［同上］ ［同上］ ［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省令第十二号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）附則第三十六条の施行に伴い、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（強制履行の請求等の手続） **第二十一条**　歳入徴収官等は、法第十五条、法第十八条第二項若しくは第四項若しくは法第二十八条の規定により、又は法第十七条（第二号、第七号及び第八号を除く。）若しくは法第十八条第三項若しくは第五項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとする。	（強制履行の請求等の手続） **第二十一条**　歳入徴収官等は、法第十五条、法第十八条第二項若しくは第四項若しくは法第二十八条の規定により、又は法第十七条（第二号、第六号及び第七号を除く。）若しくは法第十八条第三項若しくは第五項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとする。

附　則

この省令は、令和八年五月二十五日から施行する。